

和光市文化振興基本方針の見直しについての概要

和光市文化振興基本方針は、平成20年3月に第三次和光市総合振興計画の個別分野の計画として策定されました。しかし、第四次総合振興計画が平成23年3月に制定され、劇場、音楽堂等の活性化に関する法律が平成24年6月に施行されたことにより、和光市文化振興基本方針を下記のとおり変更します。

記

1 P 2～P 3（序論・Ⅱ基本方針策定の背景）

- (1) 第三次和光市総合振興計画の施策を第四次総合計画の施策に変更しました。
- (2) 平成24年6月に、劇場、音楽堂等の活性化に関する法律が施行されたことにより、市の役割を新たに追加しました。

2 P 6～P 7（第1章・Ⅳ現状と課題）

- (1) 第三次和光市総合振興計画の基本施策を第四次総合計画の基本施策に変更しました。
- (2) 「地域文化資源」の現状と課題について、「午王山遺跡」などの史跡整備の推進を追加しました。

3 P 11～P 12（第2章・Ⅱ公益財団法人和光市文化振興公社の役割）

- (1) 財団法人和光市文化振興公社を公益財団法人和光市文化振興公社に変更しました。

4 P 14（第2章・Ⅳ文化施設等の役割）

- (1) 「旧富岡家住宅」について説明を追加しました。

5 P 18（第3章・Ⅲ地域文化資源を守り育てます）・P 23（用語解説）

- (1) 指定文化財の数を13から15へ変更し、新たに「漆台遺跡第1号住居跡出土須恵器円面硯及び伴出遺物」及び「午王山遺跡」を追加しました。